

西宮市監査委員	大川原 成彦
同	木村 嘉三郎
同	村西 進
同	阿部 泰之

財政援助団体監査結果報告
(社会福祉法人 西宮市社会福祉協議会)

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体監査を行った結果は、次のとおりです。

同条第9項の規定に従い報告します。

財政援助団体監査結果報告書

第1 監査の期間及び方法

平成21年9月1日から事務局監査に入り、その結果復命を受け、同年10月19日に健康福祉局及び社会福祉法人西宮市社会福祉協議会関係職員の出席を求め、監査委員による質問会を実施し、その後、結果報告の審議を行いました。

なお、同年10月19日午後に、西宮市社会福祉センターかぶとやま荘の施設・設備の管理状況等について現地調査を行いました。

第2 監査の対象

社会福祉法人西宮市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)が交付を受けた地域福祉活動補助金、かぶとやま荘運営補助金及び、かぶとやま荘エレベーター改修事業補助金に係る出納、その他事務のうち、主として平成20年4月1日から21年3月31日までの間に執行された事務を対象に監査を実施しました。なお、報告書の作成にあたっては、事務の執行状況について、市社協及び所管部局提出の直近の数値を用いるように努めました。

市社協に対する補助金は、社会福祉法第58条第1項、社会福祉法人の助成に関する条例、同条例施行規則、及び社会福祉法人西宮市社会福祉協議会補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に基づいて交付され、交付決定額は、次のとおりとなっています。

地域福祉活動補助金	105,826,000円
かぶとやま荘運営補助金	55,787,000円
かぶとやま荘エレベーター改修事業補助金	8,415,750円

第3 監査の結果

次のとおりです。

1 市社協の概要

(1) 設立目的

市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において、住民の福祉活動の組織化、社会福

社を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施などを行う「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定されています。地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者等により構成され、公共性と自主性を有する民間組織となっています。

市社協は、定款第1条において、「西宮市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的」とし、昭和26年10月4日に設立(法人認可 昭和28年7月30日)されています。

(2) 設立等の経過

設立以降の制度変更等の状況は、次のとおりです。

昭和	26年	10月	西宮市社会福祉協議会(任意団体)設立
	28年	7月	社会福祉法人西宮市社会福祉協議会設立
	35年	2月	専任職員を置き事務局が独立
	54年	10月	社会福祉センター「かぶとやま荘」運営開始
	60年	4月	西宮市総合福祉センターの管理運営を開始
	60年	5月	第1次発展計画策定
平成	元年	4月	支部・分区に対する「地域福祉活動補助金」を創設
	9年	4月	「会員会費制度」を開始
	13年	5月	第5次発展計画(西宮地域元気アッププラン)策定
	17年	5月	第6次地域福祉推進計画(西宮地域いきいきプラン)策定
	19年	8月	西宮市社会福祉協議会今後のあるべき姿検討委員会意見具申

(3) 組織の概要

市社協の組織は、定款の定めに基づき、法人の意思決定機関である理事会、議決機関として評議員会、支部・分区長会、業務の執行状況等を監査する監事及び事務局が設けられています。

評議員会は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、社会福祉協議会の趣旨に賛同して協力する者の中から、理事会の同意を得て理事長が委嘱した34人の評議員により構成されています。評議員会では、予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告、定款の変更等の議決や、法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項について、諮問機関として審議が行われています。

理事及び監事は、評議員会において選任され、21年9月1日現在、理事長1人、副理事長2人、常務理事1人、理事11人、監事3人の役員が選任されています。

20年度は、理事会、評議員会ともに5回開催され、法人業務の決定や、予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告、定款の変更等の審議や議決が行われています。

市内の旧町村単位に9支部、おおむね小学校区に33分区を置き、各支部・分区ごとに住民組織が構成され、小地域福祉活動を推進しています。支部・分区長会は、小地域福祉推進に関する執行補助機関として位置付けられています。

なお、市社協委員会規程(14年3月20日制定)により、地域福祉推進委員会及び財務委員会を設置しています。地域福祉推進委員会は、地域福祉の推進に関し、必要な事項の調査及び審議並びに地域福祉の事業執行の補助を、財務委員会は、健全な財務運営に関し、必要な事項の調整及び審議並びに財政関係事業の執行の補助を分掌事項とし、地域福祉推進委員会は46人、財務委員会は42人の委員で構成され、20年度は、地域福祉推進委員会は全体会が2回、部会が4回、財務委員会は全体会が1回、部会が3回開催されています。

市社協の事業の運営にあたっては、事務局長のもとに総務課、地域福祉課、育成センター事業課を、総合福祉センター所長のもとに管理事業課、障害者生活支援グループを置き、職員数は、21年9月末日現在、正規職員61人(うち市派遣12人)、嘱託職員155人(うち市派遣1人)、計216人となっています。

2 市社協の事業実施状況

(1) 市社協の事業

定款第2条(事業)に、22号に及ぶ事業が列挙されており、第6次地域福祉推進計画“西宮地域いきいきプラン”(平成17年5月策定)に基づき、事業・活動が行われています。

市社協の会計は17の経理区分に分けられており、経理区分ごとの20年度事業の状況は、次のとおりです。

経理区分	事業名	備考
1 法人運営事業		法人の運営
2 福祉事業	地域福祉活動(基金)補助金事業 ボランティア講座等開催事業 ボランティア連絡会活動助成事業 ボランティアグループ等活動助成事業 おもちゃライブラリー事業 地域フォーラム開催事業 心配ごと相談事業 地域福祉課関係事務経費 高齢者ふれあいいきいき活動推進事業 子育て地域サロン事業 地域子育てネットワーク事業 ふれあい配食事業 ライオンズクラブボランティア活動奨励基金事業 移送サービス事業 福祉サービス利用者評価支援事業	支部・分区への助成

経理区分	事業名	備考
3 共同募金配分金事業	地区福祉事業交付金 地区ボランティアセンター 福祉学習推進事業 食事サービス支援事業 緊急通報救助事業 全国校区地域福祉活動サミットの開催 兵庫県社会福祉大会 広報活動(「しあわせ」の発行等) 障害者ふれあい交流事業 子育てネットワーク西宮支援 当事者組織化支援事業 歳末たすけあい募金配分事業 ノーマライゼーションフォーラム	
4 会員会費事業	支部・分区活動交付金 会員会費制度普及推進事業 苦情解決制度事業 社協のひろば発行 地区ボランティアセンター 広報誌「しあわせ」・社協のしおり発行	
5 福祉サービス利用 援助事業		契約に基づく援助
6 かぶとやま荘		かぶとやま荘管理運営
8 西波止会館		西波止会館管理運営
9 福祉会館		福祉会館管理運営
10 老人福祉センター (指定管理)		鳴尾老人福祉センター管理運営
7 社会福祉センター 11 身体障害者福祉 センター(指定管理)	施設管理・運営事業 体育事業 リハビリセンター事業	
12 視覚障害者図書館 (指定管理)		視覚障害者図書館の管理運営
13 市・県社協受託諸事業	高齢者自立支援ひろば設置事業 在宅認知症高齢者介護者等支援事業 生活福祉資金貸付事業	
14 留守家庭児童育成 センター(指定管理)		留守家庭児童育成センター管理運営
15 善意銀行		
16 障害者生活相談・ 支援センター		生活相談・支援
17 青葉園		青葉園管理運営

注1 市社協提出資料による。

2 は地域福祉活動補助金・かぶとやま荘運営補助金に関する事業。

(2) 受託事業・補助事業・指定管理

市社協では、市から、障害者相談支援事業などを受託するとともに、監査の対象とした地域福祉活動補助金、かぶとやま荘運営補助金、かぶとやま荘エレベーター改修事業補助金のほか、高齢者ふれあいきいき活動推進事業などの事業に対する補助を受け、また、指定管理者制度による指定管理者として、留守家庭児童育成センター管理運営業務等を受

託しています。

最近3か年の、市からの受託・補助・指定管理の状況は、次のとおりです。

(単位：千円)

区分・事業名	18年度	19年度	20年度
受託事業	34,262	32,847	46,443
西宮市福祉会館維持管理業務	13,483	13,226	14,263
通所型介護予防事業	612	732	732
西宮市障害者相談支援事業(身体・知的)	9,988	9,811	9,279
西宮市障害者相談支援事業(精神)	3,414	9,078	8,923
在宅認知症高齢者介護者支援事業	920		
西宮市在宅認知症高齢者介護者等支援業務			935
身体障害者デイサービス事業	5,844		
高齢者自立支援ひろば設置事業			12,308
補助事業	511,337	495,462	488,862
西宮市社会福祉協議会補助	47,956	47,880	48,244
かぶとやま荘運営補助	51,088	48,069	51,249
地域福祉活動補助	100,813	101,140	101,024
高齢者ふれあいいきいき活動推進事業補助	23,790	19,461	23,032
福祉サービス利用援助事業補助	3,568	3,228	3,493
総合福祉センター別館維持管理事業補助	6,371	6,357	6,501
青葉園運営補助	165,391	139,497	140,620
西宮市社会福祉協議会補助(子育て地域サロン事業)	3,040	2,873	3,040
西宮市社会福祉協議会市派遣職員給与費補助	101,257	117,111	101,825
障害者通所サービス利用促進事業補助(青葉園)		1,814	1,595
松くい虫防除事業補助	32		45
ことぶき号運行補助	8,027	8,027	
かぶとやま荘エレベーター改修事業補助			8,190
指定管理	815,701	852,963	845,548
身体障害者福祉センター及び視覚障害者図書館 管理運営業務	192,340	193,509	193,742
西宮市立老人福祉センター管理運営業務	13,995	10,404	3,835
西宮市立留守家庭児童育成センター管理運営業務	609,365	649,048	647,970

(3) 地域福祉の推進

市社協第6次地域福祉推進計画は、計画の役割として、市社協が地域福祉を推進する中核的な組織という立場から、本市の中期的な福祉のまちづくりの基本方向を民間から提案するとともに、住民、福祉活動者、社会福祉事業者及び行政の連携・協働により進めるこ

とが望ましい具体的活動・事業を明らかにすることにより、今後の社協活動の指針とすると同時に、住民や福祉関係者に具体的な行動を促すものとし、計画期間を17年度から21年度までの5年間としています。

計画では、市民だれもが尊重しあい、支えあって安心していきいきと暮らせるまちづくりを福祉目標とし、
・地域組織化活動
・サポートとサービスの提供及び権利擁護活動
・ネットワーク活動
・社協の組織整備と経営基盤の強化
・計画の推進体制 の5活動領域を全体枠組とし、
1.地域福祉活動の担い手の拡充と効果的な推進
2.障害のある人が地域で安心して暮らせるまちづくりに向けた取組み
3.社協活動の基盤の強化 を重点事業・活動としています。

市社協は、18年9月に、第6次地域福祉推進計画を進める上での市社協組織の発展強化という視点に立って、市社協の使命・役割を効果的に果たし得る組織・経営基盤の強化に向けた方向性を明らかにするため、「市社協今後のあるべき姿検討委員会」を設置し、市社協の現状分析・評価と役割の明確化
役割を最大限に発揮するための事業展開と組織のあり方の検討
安定的な法人経営のための財政基盤強化の方策について、数次にわたる委員会を開催し、協議を行っています。

当委員会は、市社協をめぐる状況と今日的課題として、内部環境に起因する課題と、外部環境に起因する課題の現状分析を行ったうえで、第6次地域福祉推進計画で掲げた福祉目標を市社協の使命として再確認し、共通認識する必要がある、とし、役割を最大限に発揮するための方策としては、市社会福祉協議会の特性を生かした事業展開及び人材育成とマネジメント機能の強化とし、安定的な法人経営と財政基盤の強化としては、自律的な経営体制及び指定管理者制度に基づく事業等への対応とし、19年8月に、各項目について意見具申を行っています。

そのうち、組織面では、正規職員の退職に伴う新規の正規職員が補充できておらず、必要な組織力を十分に用意できていない状況が見られることから、計画的な職員採用の実施、計画的・継続的な人材育成と職員のやる気を育てる仕組みづくり、及び機能的な事務局体制(人員配置と組織形態)の整備の検討が必要である、としています。

市社協の対応としては、事業・活動面では、意見具申に基づいて引続き取組み、現在、策定中の第7次地域福祉推進計画に継承発展していくとし、安定的な法人経営と財政基盤の強化については、地域福祉活動を支えるための自主財源の確保に向けて、会員会費制度や募金の拡充を図るために、地域の支えあい活動の重要性を啓発するとともに、市社協の

活動や役割が地域住民に理解されるよう積極的に地域に伝え、協力を得ていく、としています。

今後とも、市社協が地域福祉を推進する中核的な組織であるという立場から、西宮市における社会福祉に関する活動の活性化を図り、地域福祉の推進に努めてください。

(4) 市社協の収支状況

市社協の会計は、法人運営事業、福祉事業、共同募金配分金事業、会員会費事業、福祉サービス利用援助事業、かぶとやま荘、社会福祉センター、西波止会館、福祉会館、老人福祉センター、身体障害者福祉センター、視覚障害者図書館、市・県社協受託諸事業、留守家庭児童育成センター、善意銀行、障害者生活相談・支援センター、青葉園の17の経理区分が設けられ、それぞれで経理処理が行われています。

全体の事業活動をまとめた「総括」と、監査の対象とした、地域福祉活動事業等の「福祉事業」会計、及びかぶとやま荘管理運営事業の「かぶとやま荘」会計に係る20年度事業活動収支計算書は、次のとおりです。

なお、「福祉事業」会計には、地域福祉活動補助金を充てる、地域福祉活動(基金)補助金事業、ボランティア講座等開催事業等と、他の補助金等を財源とする、高齢者ふれあいきいき活動推進事業、子育て地域サロン事業、ふれあい配食事業等が含まれ、「かぶとやま荘」会計には、エレベーター改修事業が含まれています。

事業活動収支計算書

(単位：円)

勘定科目		総括	福祉事業	かぶとやま荘		
事業活動収支	収入	会費収入	8,332,000			
		寄付金収入	2,063,152			
		経常経費補助金収入	493,458,007	128,846,909	59,484,673	
		受託金収入	898,168,949			
		共同募金配分金収入	33,168,890			
		介護給付費収入	140,220,804			
		利用料収入	8,290,050		6,311,000	
		諸収入	17,699,269	565,415	805,805	
		基金取崩額	21,599,000	19,853,000		
		引当金戻入	33,572,900	11,510,350		
		国庫補助金等特別積立金取崩額	15,744,742	387,960	5,453,452	
		事業活動収入計 (1)	1,672,317,763	161,163,634	72,054,930	
	支出		人件費支出	1,264,107,149	96,663,882	18,687,855
		事務費支出	197,067,558	2,060,228	46,146,361	
		事業費支出	153,477,635	46,112,095	185,982	
		基金組入額	3,112,207	2,334,582		
		減価償却費	19,860,290	612,252	6,675,831	
		引当金繰入	48,940,360	223,250	943,160	
		事業活動支出計 (2)	1,686,565,199	148,006,289	72,639,189	
事業活動収支差額 (3)=(1)-(2)		14,247,436	13,157,345	584,259		
事業活動収入		日赤会計繰入金収入	1,406,946			
		受取利息配当金収入	1,568,393	494,421		
		経理区分間繰入金収入	129,662,203	34,328,580	10,439,280	
		事業活動外収入計 (4)	132,637,542	34,823,001	10,439,280	
事業活動外支出		経理区分間繰入金支出	129,662,203	53,309,353	6,062,550	
		事業活動外支出計 (5)	129,662,203	53,309,353	6,062,550	
事業活動外収支差額 (6)=(4)-(5)		2,975,339	18,486,352	4,376,730		
経常収支差額 (7)=(3)+(6)		11,272,097	5,329,007	3,792,471		
特別収支	収入	その他の収入	0	0	0	
		特別収入計 (8)	0	0	0	
	支出		1号基本金組入額	131,000,000	0	0
			固定資産売却損・処分損	2,770,008	0	0
			その他の支出	0	0	0
	特別支出計 (9)	133,770,008	0	0		
特別収支差額 (10)=(8)-(9)		133,770,008	0	0		
当期活動収支差額 (11)=(7)+(10)		145,042,105	5,329,007	3,792,471		
繰越活動収支差額		前期繰越活動収支差額 (12)	105,452,384	22,629,248	34,936,181	
		当期末繰越活動収支差額 (13)=(11)+(12)	250,494,489	27,958,255	31,143,710	
		その他の積立金取崩額 (14)	16,511,514	2,930,000	0	
		その他の積立金積立額 (15)	21,108,285	2,189,567	775,000	
		次期繰越活動収支差額 (16)=(13)+(14)-(15)	255,091,260	27,217,822	31,918,710	

(5) 会員会費制度

会員会費制度は、社会福祉に理解と関心を持つ人から会費を徴収し、社会福祉協議会会員として、市社協の活動を支える制度で、市社協設立時から定款に規定されていましたが、第1次～第3次発展計画実施の間、具体的な課題として検討を進め、9年3月の理事会及び評議員会で「市社協会員規程」を制定し、同年4月から実施しています。

会費は、個人会員が年額500円、団体会員が年額5,000円で、地域福祉活動を活発化させるため、支部・分区への活動交付金や地区ボランティアセンター活動費等に充てられています。

20年度の支部・分区別の会員数等は、次のとおりです。

(単位：人・口・団体・円)

支部・分区		個人会員		団体会員		合計 会費金額
		人数	口数	団体数	口数	
中央	浜脇	173	237	21	28	258,500
	香櫛園	542	937	15	25	593,500
	安井	253	268	16	46	364,000
	用海	172	207	4	4	123,500
今津	今津	347	386	6	6	223,000
	春風	38	39	0	0	19,500
	津門	1,125	1,215	10	31	762,500
芦原		37	37	5	5	43,500
大社	広田	35	74	2	3	52,000
	平木	299	363	11	28	321,500
	大社	143	242	6	9	166,000
	神原	69	126	6	16	143,000
	甲陽園	104	130	1	1	70,000
	夙川	60	65	3	3	47,500
	北夙川	473	586	4	14	363,000
鳴尾	鳴尾西	838	1,158	8	9	624,000
	鳴尾北	522	627	11	11	368,500
	小松	484	611	6	6	335,500
	鳴尾東	145	214	4	4	127,000
	高須	162	276	5	6	168,000
	甲子園浜	80	102	6	6	81,000
	南甲子園	240	281	5	5	165,500
瓦木	上甲子園	175	188	15	15	169,000
	瓦木	1,089	1,227	20	29	758,500
	高木	476	929	6	6	494,500
甲東	甲東	65	66	8	9	78,000
	段上	11	24	9	10	62,000
	段上西	10	47	3	12	83,500
	甲東・段上・段上西	0	0	1	1	5,000
	上ヶ原	37	69	2	5	59,500
塩瀬	生瀬	51	87	20	22	153,500
	名塩	0	0	0	0	0
	東山台	1	2	0	0	1,000
山口	山口	733	757	2	5	403,500
	北六甲台	402	482	16	17	326,000
事務局		92 (19)	325 (51)	27 (8)	31 (8)	317,500
計		9,483	12,384	284	428	8,332,000

注 事務局の()は賛助会員数で内数。

最近5年の会員数の動向は、次のとおりです。

(単位：口・人・団体)

区 分	16年度		17年度		18年度		19年度		20年度		
	口数	実数	口数	実数	口数	実数	口数	実数	口数	実数	
個人会員	8,558	6,925	10,230	8,629	11,011	9,043	11,731	9,322	12,333	9,464	
団体会員	604	358	517	314	524	350	466	294	420	276	
賛助 会員	個人	46	16	27	14	40	19	47	21	51	19
	団体	2	2	5	4	7	7	9	9	8	8

注 賛助会員とは、市外の個人又は団体の会員。

個人会員は実数・口数とも増加していますが、団体会員については年々減少しています。

会員会費制度を普及推進していくためには、会員という形での支援に共感してもらう必要があり、そのためには、市社協組織・活動への理解と関心を高める働きかけを行うとともに、広報活動を工夫して継続していくことが重要である、としています。

都市化や核家族化により、地域住民相互の社会的なつながりが希薄になっていますが、地域福祉を地域の住民が支えるためにも、会員会費制度の普及が必要と思われます。

外部監査法人による西宮市外郭団体調査報告書(外郭団体の経営評価と今後のあり方の検討業務・18年9月30日)においても、地域福祉の担い手としての組織存続のため、安定的な財政基盤の構築(自主財源の確保)が喫緊の課題として挙げられ、安定的な財政基盤の構築のためには、会員会費制度の普及を図る必要がある、との提言を受けています。

今後とも、共生社会実現及び自主財源の確保のため、会員会費制度の一層の推進に努めてください。

(6) 地域福祉活動基金の状況

地域福祉活動基金は、定款に定める事業の効率的な運営に資し、地域福祉事業の振興と増進に寄与することを目的として、昭和59年に設置され、昭和59年～6年の間に市の出捐金2億2,966万円と、市社協の自主財源2,233万円、合わせて2億5,200万円を積立てたものですが、15年度以降、地域福祉活動事業費に充当のため取崩しを行い、21年3月末日現在の基金残高は、1億4,321万円となっています。

最近5か年の基金の増減状況は、次のとおりです。

(単位：円)

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
前年度末基金額	232,777,726	213,756,293	194,453,293	177,237,805	160,417,582
取崩額	19,021,433	19,303,000	19,928,000	20,338,000	19,473,000
充当財源(利息等)	348,008	331,738	885,977	948,614	0
事業経費 + =	19,369,441	19,634,738	20,813,977	21,286,614	19,473,000
事業充当額	19,369,441	19,634,738	18,101,465	17,768,837	17,197,963
積立額 - =	0	0	2,712,512	3,517,777	2,275,037
年度末現在基金額	213,756,293	194,453,293	177,237,805	160,417,582	143,219,619
- +					

15年度の予算編成において、市の財政状況が厳しいことから、緊急避難的対応策として基金の取崩しを行う措置をとり、16年度以降についても同様の措置をとっています。

さらに、市では17年度から20年度を対象期間とする、第3次行財政改善実施計画が策定され、各種事業経費や補助金の見直しが行われたことから、基金の取崩しを継続することが避けられない状況にあり、毎年度、約2,000万円の取崩しを行っています。

市社協では、西宮市地域福祉計画において、市社協が策定した地域福祉推進計画と緊密に連携し、地域福祉の推進を図ることが明記され、地域福祉活動の重要性が認知されており、市社協が西宮市の地域福祉推進の中核的組織としての役割を、今後も着実に果たしていくためには、安定的な財源確保が必要であると、今後も、西宮市の地域福祉を継続的に推進していく視点に立って、地域福祉活動における行政と社会福祉協議会の役割分担の検証を行うとともに、財源のあり方や地域福祉活動を行える仕組みの構築について市と協議し、合意を図っていく、としています。

今後、市社協が、地域福祉の担い手として自律した組織となるために、これらの点について早急に合意を図るよう努めてください。

市社協には、21年3月末日現在、基本金300万円と地域福祉活動基金など4基金(2億8,797万円)、善意銀行積立金、会員会費積立金など9積立金(1億1,766万円)、合計4億863万円の資金があります。

資金は、短期の定期預金及び決済性預金で運用・保管されています。

今後とも、全ての資金について、ペイオフに留意するとともに、市社協資金運用要綱(14年4月施行)に基づき適切に運用してください。

3 市社協に対する補助金

(1) 補助の目的

社会福祉法第58条第1項では、「地方公共団体の条例で定める手続きに従い、社会福祉法人に対し、補助金を支出し、又は通常の条件よりも当該社会福祉法人に有利な条件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を譲り渡し、若しくは貸し付けることができる。」とされており、社会福祉法人の助成に関する条例、同条例施行規則、補助金等の取扱いに関する規則(以下「補助金取扱規則」という。)及び交付要綱に基づいて、補助金が交付されています。

交付要綱は、健康福祉局が所管するもので、市社協に対する補助金の全てを対象としています。平成20年度においては、補助対象事業として、西宮市社会福祉協議会事務局運営事業など10の事業を対象としています。

交付要綱第1条では、補助金交付の目的として、「社会福祉協議会が実施する事務事業の安定的な運営及び充実を図り、もって地域福祉の向上に資することを目的に、社会福祉協議会の人件費及び事務事業費の全部又は一部を補助することに関し、必要な事項を定める。」としています。

(2) 補助事業、補助対象経費等

補助金は、交付要綱第2条で、「補助金の対象となる社会福祉協議会の事務事業、補助金の対象となる経費、基準額及び補助率に関しては、別表に掲げるとおりとする。」としています。別表においては、補助対象事業名として10の事業を列記し、基準額は「市長が必要と認める額」、補助事業の対象となる経費は補助対象事業ごとに箇条書きし、補助率は「定額」としています。

「市長が必要と認める額」については、毎年度、市の当初予算額によって改定しています。

(3) 補助金の交付額

交付要綱第5条では、「補助金の交付額は、別表に定める基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、予算の範囲内とする。」としています。

4 地域福祉活動補助金

(1) 補助対象事業

地域福祉活動補助金については、交付要綱第2条別表で、補助対象事業名を地域福祉活

動事業とし、補助事業の対象となる経費を、 支部・分区が行う地域福祉推進事業への助成 ひとり暮らし高齢者等友愛訪問事業への助成 おもちゃライブラリーの運営 地区ボランティアセンターの設置、運営事業への助成 西宮ボランティア連絡会及び登録ボランティアグループ等への助成 ボランティア講座等の開催 地域福祉活動に関連する事業の後援及び助成 市社協ボランティアセンターの運営 役員委員会 地域フォーラム 総合相談事業(心配ごと相談) その他市長が適当と認める地域福祉活動事業に関する事務事業とし、 の事業に必要な事務事業費、 ~ の事業に必要な常勤職員(正規・嘱託職員)及び非常勤職員に係る経費(給料、職員手当等、法定福利費、退職共済預け金支出、非常勤職員賃金)、としています。

(2) 補助金の申請・交付

補助金交付申請額は、市社協の平成 20 年度地域福祉活動収支予算に基づく補助対象事業の経費から、収入が見込まれる県社会福祉協議会補助金収入を控除した額で算定されています。交付申請は、補助金取扱規則第 7 条及び交付要綱第 3 条に基づき、事業計画書、収支予算書、補助金所要額調書を添付して行われ、同規則第 8 条第 1 項に基づき交付の決定が行われています。

交付申請から支払までの状況は、次のとおりです。

(単位：円)

区 分	交付申請日	交付決定日	交付請求日	支払日
	申請額	決定額	請求額	支払額
地域福祉活動 補助金	20. 3.25	20. 4. 1	20. 4. 1	20. 4. 8
	105,826,000	105,826,000	12,862,000	12,862,000
			20. 5.19	20. 6. 9
			27,192,000	27,192,000
			20. 7.29	20. 8. 8
			12,862,000	12,862,000
			20. 9.12	20.10. 8
			12,862,000	12,862,000
			20.11.19	20.12. 8
			27,192,000	27,192,000
		21. 1.15	21. 2. 9	
		12,856,000	12,856,000	

当補助金は、「人件費及び事業運営費に対する補助であるため」として、補助金取扱規則第 16 条ただし書きの規定による事業完了前の支払とし、所管課作成の資金計画表により、6 回に分けて交付されています。

なお、20 年度の事業計画及び収支予算は、20 年 3 月 29 日開催の評議員会での議決により成立するものであり、交付申請書には議決を経ていない事業計画書・収支予算書が添付されています。

(3) 補助金の経理

市社協における補助金の収入状況は、次のとおりです。

(単位：円)

区 分	受入口座	収入処理年月日	金 額
市補助金収入	社会福祉法人 西宮市社会福祉協議会 理事長名義	20. 4. 8	12,862,000
		20. 6. 9	27,192,000
		20. 8. 8	12,862,000
		20.10. 8	12,862,000
		20.12. 8	27,192,000
		21. 2. 9	12,856,000

市の支払日と同日に口座振込の方法で収入され、会計伝票を作成し取引明細書等への記帳を行っています。収入の経理処理は、適正に処理されていました。

市社協経理規程(以下「経理規程」という。)により、市社協の経理事務を行うため会計責任者が置かれ、経理事務のうち、金銭の出納及び保管に関する一切の事務を行うため出納責任者が置かれています。経理規程第9条では、全ての会計処理は、会計伝票により処理しなければならない、とされています。会計処理は、全て収入・支出負担行為何書兼会計伝票を起票し、経理区分ごとの取引明細書を作成しています。会計伝票、取引明細書等関係帳簿を抽出して調査したところ、適正に処理されていました。

(4) 地域福祉活動事業の実施状況

地域福祉活動の20年度事業実施状況と事業費は、次のとおりです。

ア 地域福祉活動への補助 16,378,437 円

地域における福祉活動を展開する支部または分区に対して、事業・活動に係る経費及び組織の運営及び体制整備に必要な経費を補助しています。支部・分区に対する補助金については、市社協が制定した「地域福祉活動(基金)補助金要綱」(18年3月2日制定)に基づいて、補助基準表によって積算しています。年度終了後、各分区から補助金実績報告書等を提出させ、補助金の執行状況について、書面による審査を行っています。

(ア) 支部・分区組織の運営

9支部33分区として組織化し、小地域福祉活動に関わっている活動者は3,979人、活動者の研修活動63回、住民への啓発を目的とする講座を67回、懇談会を41回開催しています。

(イ) 広報活動

各支部・分区の独自広報紙を年2～3回発行し、おおむね全戸配布を行っています。

(ウ) 食事サービス活動

会食(一部分区では配食)形式による食事サービスを実施し、利用者は延べ 21,031人、協力ボランティアは延べ 10,564 人となっています。

(I) 地区ボランティアセンター事業

地区ボランティアセンターは 31 か所に設置し、登録ボランティアは 2,435 人、相談件数は 1,480 件となっています。在宅へのボランティア派遣のほか、支部・分区活動や施設・団体へのボランティア派遣を行っています。

(オ) 支部・分区における補助対象事業の実施状況

支部・分区における補助対象事業の実施状況(市社協提出資料)は、次のとおりです。

支部・分区	評議員 (人)	組織化 人員 (人)	補助金 交付額 (円)	地域福祉活動						ボランティアセンター		
				講座・ 懇談会 (回)	広報 活動 (回)	食事サービス				設置	年間開 設日数 (日)	
						形態	回数 (回)	延べ食数 (食)	協力V数 (人)			
中央	浜脇	1	62	487,950		3	会食	19	705	722		48
	香櫨園		77	489,200	1	3	会食	20	754	428		49
	安井	1	114	528,400	1	3	会食	10	1,008	360		49
	用海		124	535,000	2	3	会食	20	750	428		43
今津	今津	1	139	545,073	5	6	会食	21	581	309		48
	春風	1	144	507,000	6	1	会食	20	400	400		48
	津門		140	548,000	4	2	配・会食	各町	920	225		48
芦原	1	66	289,079	2	2	会食	11	300	207			
大社	広田	1	100	426,000	2	12	会食	12	456	156		96
	平木	1	95	241,200	1							48
	大社		117	491,500	4	2	会食	10	479	224		49
	神原		66	489,000	2	2	会食	20	867	213		50
	甲陽園	1	105	410,000	2	12						55
	夙川		102	493,850	4	2	会食	11	566	361		49
	北夙川	1	156	530,000	3	3	会食	11	420	207		60
鳴尾	鳴尾西		723	3,784,400		3	会食	18	747	385		98
	鳴尾北				2	会食	17	571	335		98	
	小松	1			1	3	会食	21	790	347		98
	鳴尾東	1			1	3	会食	19	642	306		98
	高須	1			1		会食	17	661	209		98
	甲子園浜					1	会食	20	513	322		98
	南甲子園	1			2	2	会食	21	583	284		92
瓦木	上甲子園	1	91	507,555	1	1	会食	22	1,175	253		50
	瓦木		144	549,000	3	2	会食	37	1,143	680		49
	高木	1	120	502,100	6	2	会食	22	637	383		51
甲東	甲東 段上 段上西	2	292	1,524,000	9	2	配・会食	114	1,834	1,914		98
	上ヶ原		189	499,530	3	1	会食	30	842	601		50
塩瀬	生瀬		143	573,000	12	1	配・会食	23	1,650	567		96
	名塩	1	330	608,500	15	8	会食	23	499	280		238
	東山台	1	139	633,000	7	6	配・会食	15	538	180		241
山口	山口		65	241,600		4						50
	北六甲台	1	136	444,500	8	6						99
合計	20	3,979	16,878,437	108	103	-	604	21,031	10,564	31所	2,442	

注1 評議員は21年7月現在。組織化人員とは、支部・分区の役員・部会員・委員等。Vはボランティアの略。

2 補助金交付額には、共同募金配分金事業からの交付額を含む。

3 鳴尾支部は、別途、支部としての広報活動が2回あり。

市社協は、地域福祉活動補助事業において、補助基準や精算方法等について、他の補助制度と併せて見直しの検討を加える必要がある、としています。また、活動者の固定化・高齢化の問題が、組織運営上の大きな課題となっている、としています。

補助制度の見直しにあたっては、支部・分区からの意見と調整を図るなど、実効性のある補助制度となるよう、検討を行ってください。

イ ボランティア講座等の開催 668,653 円

ボランティア活動に関する研修会等の開催により、ボランティアの発掘や養成及び実践活動の促進を図っています。20 年度は、要約筆記ボランティア講習会など 11 種の講座を開催しています。

講座等の開催状況は、次のとおりです。

区 分	(単位：回・人)	
	回数	受講者
要約筆記ボランティア講習会	11	19
初級手話ボランティア講習会(昼・夜)	各 20	各 32
サマーボランティアスクール	5	7
託児ボランティア養成講座	3	10
地区 VC コーディネーター養成講座	7	28
地区 VC コーディネーターパワーアップ講座	7	24
地区 VC コーディネーター連絡会議	2	109
地区 VC コーディネーター学習会	5	81
福祉ボランティア入門講座	7	33
個人登録ボランティア研修会	2	35
ボランティア教室	12	37

注 VC はボランティアセンターの略。

ウ ボランティア連絡会活動助成 340,000 円

ボランティア活動の活性化を図るため、現在、活動を行っているボランティアやグループへ支援を行っています。ボランティア連絡会には 40 グループ・1,027 人が加入しています。

エ ボランティアグループ等活動助成 1,462,000 円

ボランティア活動の活性化を図るため、66 グループに対する活動助成及び個人登録ボランティアの保険料の助成を行っています。

オ ボランティアグループへの事業後援・助成 105,000 円

小地域におけるボランティアグループへの支援を通して、ボランティア活動の活性化を図るため、管外研修バス経費や研修会講師謝礼の助成を行っています。

カ おもちゃライブラリー 83,786 円

心身に障害のある子もない子も、共に健全な育成を願い、おもちゃを通して触れ合う機会をつくるため、遊び場の提供とおもちゃの貸出しを、ボランティアグループの協力により実施しています。20年度は22回開催し、平均参加者数は19人となっています。

キ 地域フォーラム開催 287,556 円

地域住民の福祉活動等への参加・参画を進め、「ともに生きるこころ豊かな地域づくり」の推進を図るため、地域住民に対する学習や情報交換の場、意見交換等の交流の場として地域フォーラムを開催しています。20年度は、1支部、1合同(3分区による合同開催)、5分区で開催し、参加者数は延べ510人となっています。

ク 心配ごと相談 377,906 円

市民の福祉向上を目的として、生活上のさまざまな心配ごとの相談に応じています。

20年度は、相談所を51日開設し、相談件数は114件となっています。

(5) 市社協内部の助成金交付手続の状況

市社協における、支部・分区、ボランティアグループ等に対する活動助成要綱の整備状況は、次のとおりです。

助成区分	助成要綱	制定・施行日
ボランティア連絡会	ボランティア活動連絡会等助成要綱	16. 4. 1 制定
ボランティアグループ	登録ボランティアグループ活動助成要綱	16. 4. 1 制定
地域フォーラム	地域フォーラム助成要綱	17.10. 1 施行
地域活動	地域福祉活動(基金)補助金要綱	18. 3. 2 制定

市社協における、各団体等への助成金交付の手続きについては、助成要綱を整備し、いずれも、助成対象経費及び助成額を定めるとともに、申請手続、助成決定、実績報告及び精算の方法を規定し、経理の基準を示しています。

(6) 収支の状況

地域福祉活動補助金に係る20年度収支決算の状況は、次のとおりです。

収入

(単位：円)

勘定科目	予算現額	決算額	差引	備考
市補助金収入	105,826,000	101,024,665	4,801,335	人件費決算額 - 1,000,000(県社協補助)
地域福祉活動基金取崩収入	19,473,000	17,197,963	2,275,037	
地域福祉活動基金利息収入	540,000	461,638	78,362	
地区ホランティアセンター推進積立金取崩収入	238,000	238,000	0	
ホランティアセンター雑収入	50,000	52,965	2,965	
県社協補助金収入	1,500,000	1,500,000	0	県社協の市町ホランテリ活動支援事業補助金
自主財源	3,313,000	3,313,000	0	
収入計	130,940,000	123,788,231	7,151,769	

支出

(単位：円)

勘定科目	予算現額	決算額	差引	備考
人件費支出	106,826,000	102,024,665	4,801,335	
給料	48,691,000	48,426,417	264,583	正規11人・嘱託2人分
職員手当	38,205,000	35,815,253	2,389,747	(正規1人休職期間補正減)
法定福利費	11,917,000	11,423,365	493,635	
退職手当積立金	6,802,000	5,524,200	1,277,800	
嘱託退職手当積立金	357,000	357,000	0	
非常勤職員賃金	854,000	478,430	375,570	代替職員
事務費支出	2,894,000	2,060,228	833,772	
福利厚生費	202,000	176,700	25,300	健康診断等
報償費	44,000	31,700	12,300	
旅費	421,000	241,900	179,100	委員会費用弁償・一般旅費
消耗品費	204,000	164,620	39,380	事務用品等
燃料費	171,000	170,022	978	
食糧費	33,000	18,404	14,596	
印刷製本費	260,000	134,313	125,687	コピー料等
修繕料	220,000	68,329	151,671	
役務費	1,052,000	858,426	193,574	電話使用料・郵便料等
使用賃借料	220,000	149,796	70,204	構内電話設備リース按分
負担金補助及び交付金	55,000	35,120	19,880	
公課費	12,000	10,898	1,102	
事業費支出	21,220,000	19,703,338	1,516,662	
地域福祉活動(基金)補助金	17,029,000	16,378,437	650,563	各支部・分区等への交付
ホランテリ連絡会活動助成	340,000	340,000	0	西宮ホランテリ連絡会活動助成
ホランテリアグループ等活動助成	1,490,000	1,462,000	28,000	登録ホランテリアグループ活動助成等
事業後援・助成	105,000	105,000	0	ホランテリ鳴尾会活動助成等
おもちゃライブラリー	124,000	83,786	40,214	
ホランテリ講座等開催	963,000	668,653	294,347	各種ホランテリ講座
心配ごと相談	442,000	377,906	64,094	
地域フォーラム	727,000	287,556	439,444	1支部・8分区で開催
支出計	130,940,000	123,788,231	7,151,769	

(7) 補助金の精算

補助事業に係る 20 年度決算では、補助金等交付済額 105,826,000 円に対し、補助金等決算額は、人件費決算額 102,024,665 円から、県社会福祉協議会からの人件費相当補助金 1,000,000 円を控除した 101,024,665 円であったとして、補助事業等実績報告書を 21 年 5 月 20 日に提出し、翌 5 月 21 日付で補助金等確定通知書及び補助金等返還命令書の通知を受け、同月 22 日に 4,801,335 円を返還しています。

地域福祉活動補助金は、ボランティア講座等の開催、市社協ボランティアセンターの運営に必要な事務事業費について、補助事業の対象となる経費と規定されています。

実績報告書に添付された収支決算書では、市社協ボランティアセンターの運営に必要な事務事業費の額が明記されていないし、補助対象事業に対する補助金の充当額も明らかではありません。また、人件費について、職員が地域福祉活動事業以外の業務に従事した場合の取扱いについても、明確ではありません。

補助事業等実績報告書には、交付要綱第 4 条で定める事業報告書、収支決算書、補助金精算額調書が添付されていますが、決算の認定を行ったのは 21 年 5 月 28 日の評議員会であり、認定を受けていない事業報告書・収支決算書で実績報告を行っています。

5 かぶとやま荘運営補助金

(1) 補助対象事業

西宮市社会福祉センターかぶとやま荘(以下「かぶとやま荘」という。)は、老人福祉センター A 型として設置し、社会福祉の向上・充実のため、市内の 60 歳以上の人、障害者(児)及び母子家庭等の人のための日帰り保養施設となっています。

交付要綱第 2 条別表では、補助対象事業名を社会福祉センターかぶとやま荘管理運営事業とし、補助事業の対象となる経費を、1. 事務事業費として、健康指導・相談及び機能回復訓練の実施 各種講座等行事の開催 送迎バスの運行及び管理 運営委員会の開催 施設設備の維持管理 その他市長が適当と認める、かぶとやま荘の管理運営に関する事務事業とし、2. 人件費として、かぶとやま荘の管理運営に関わる常勤職員(正規・嘱託職員)及び非常勤職員に係る経費(給料、職員手当等、法定福利費、退職共済預け金支出、非常勤職員賃金)と規定しています。

(2) 補助金の申請

交付申請額は、市社協の平成 20 年度かぶとやま荘運営収支予算に基づく補助対象事業の

経費から、収入が見込まれる利用料収入等を控除した額で算定されています。

交付申請は、補助金取扱規則第7条及び交付要綱第3条に基づき、事業計画書、収支予算書、補助金所要額調書を添付して行われ、同規則第8条第1項に基づき交付の決定が行われています。

交付申請から支払までの状況は、次のとおりです。

(単位：円)

区 分	交付申請日	交付決定日	交付請求日	支払日
	申請額	決定額	請求額	支払額
かぶとやま荘運営 補助金	20. 3.25	20.4.1	20. 4. 1	20. 4. 8
	55,787,000	55,787,000	8,525,000	8,525,000
			20. 5.19	20. 6. 9
			10,845,000	10,845,000
			20. 7.29	20. 8. 8
			8,525,000	8,525,000
			20. 9.12	20.10. 8
			8,525,000	8,525,000
			20.11.19	20.12. 8
		10,845,000	10,845,000	
		21. 1.15	21. 2. 9	
		8,522,000	8,522,000	

当補助金は、「人件費及び事業運営費に対する補助であるため」として、補助金取扱規則第16条ただし書きの規定による事業完了前の支払とし、所管課作成の資金計画表により、6回に分けて交付されています。

なお、20年度の事業計画及び収支予算は、20年3月29日開催の評議員会での議決により成立するものであり、交付申請書には議決を経ていない事業計画書・収支予算書が添付されています。

(3) 補助金の経理

市社協における補助金の収入状況は、次のとおりです。

(単位：円)

区 分	受入口座	収入処理年月日	金 額
市補助金収入	社会福祉法人 西宮市社会福祉協議会 理事長名義	20. 4. 8	8,525,000
		20. 6. 9	10,845,000
		20. 8. 8	8,525,000
		20.10. 8	8,525,000
		20.12. 8	10,845,000
		21. 2. 9	8,522,000

市の支払日と同日に口座振込の方法で収入され、会計伝票を作成し取引明細書等への記帳を行っています。収入の経理処理は、適正に処理されていました。

(4) 補助対象事業の実施状況

かぶとやま荘は、浴室のほか、図書室、食堂、健康相談室、機能回復訓練室等を備え、利用者を対象に将棋・囲碁大会、健康体操などの事業も行っています。

かぶとやま荘の事業実施状況は、次のとおりです。

区 分	回数・人数	内 容 等
(1)健康指導・相談及び機能回復訓練の実施	487 件	健康相談・血圧測定・応急処置等
(2)各種講座等行事の開催	342 人	
将棋・囲碁大会	49 人	各 1 回
健康体操	68 人	3 回実施、ヨガの指導
カラオケ歌謡ショー	225 人	2 回実施
(3)送迎バスの運行及び管理	248 日	開館日 248 日 利用人員 4,391 人
(4)運営委員会の開催	2 回	
(5)施設設備の維持管理	266 日	開館日 + 施設整備点検日

(5) かぶとやま荘利用状況及び利用料徴収額

最近 5 か年の、かぶとやま荘利用状況及び利用料等の徴収額は、次のとおりです。

(単位：人・円)

区 分	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
施設利用者数	58,087	53,407	33,796	31,345	31,555
優待利用者	0	0	0	1,225	1,278
計	58,087	53,407	33,796	32,570	32,833
内訳 男	32,945	31,077	18,916	17,517	18,070
女	25,142	22,330	14,880	15,053	14,763
高齢者	57,360	52,682	33,285	30,835	32,163
障害者	424	387	389	236	227
母子家庭等	1	8	23	13	16
その他	302	330	99	1,486	427
60 代	20,330	16,941	7,779	6,668	7,127
70 代	29,166	27,294	18,449	17,013	17,962
80 代	7,864	8,446	7,061	7,160	7,064
その他	727	726	507	1,729	680
利用料徴収額	-	-	6,759,200	6,269,000	6,311,000
徴収金					
カラオケ機使用料	-	-	111,755	409,119	428,552

安定的な施設運営と受益者負担の観点から、18 年度から利用料等の徴収を開始したことにより、利用者は大きく減少しています。

20 年度は、開館日数 248 日で 32,833 人の利用があり、1 日平均利用者は 132 人となっています。利用料は一人 1 日 200 円で、年間徴収額は 6,311,000 円となっています。

(6) 収支の状況

かぶとやま荘運営補助金に係る 20 年度の収支決算の状況は、次のとおりです。

収 入

(単位：円)

勘定科目	予算現額	決算額	差 引	備 考
市補助金収入	55,787,000	51,249,657	4,537,343	市補助金収入
市補助金収入	46,000	45,016	984	松くい虫防除事業補助金
利用料収入	6,340,000	6,311,000	29,000	
雑収入	837,000	805,805	31,195	
収 入 計	63,010,000	58,411,478	4,598,522	

支 出

(単位：円)

勘定科目	予算現額	決算額	差 引	備 考
人件費	20,420,000	19,991,935	428,065	
給料	9,087,000	9,086,808	192	正規 1 人・嘱託 2 人
職員手当	5,378,000	5,148,070	229,930	
法定福利費	2,014,000	1,966,837	47,163	
退職手当積立金	654,000	529,080	124,920	
嘱託退職手当積立金	775,000	775,000	0	
非常勤職員賃金	2,512,000	2,486,140	25,860	1 人
事務費	42,396,000	38,233,561	4,162,439	
福利厚生費	41,000	39,675	1,325	健康診断等
旅費	17,000	5,000	12,000	運営委員会費用弁償等
消耗品費	498,000	457,780	40,220	
燃料費	5,083,000	4,294,816	788,184	ボイラー燃料用白灯油等
食糧費	79,000	78,260	740	館内利用者用
印刷製本費	71,000	51,987	19,013	
光熱水費	6,592,000	5,190,321	1,401,679	
修繕料	2,492,000	2,384,350	107,650	
役務費	655,000	530,247	124,753	
委託料	20,607,000	19,487,685	1,119,315	施設維持管理業務等
使用賃借料	1,315,000	1,291,590	23,410	
工事請負費	3,177,000	2,720,550	456,450	浴槽タイル張替等
器具什器費	73,000	61,200	11,800	利用者用ベンチ
負担金補助及び交付金	1,320,000	1,273,029	46,971	污水处理施設按分負担金
公課費	93,000	89,871	3,129	
交際費	5,000	0	5,000	
固定資産等取得支出	278,000	277,200	800	インクジェット式複写機
事業費	194,000	185,982	8,018	
報償費	134,000	133,333	667	健康体操等開催経費
旅費	5,000	4,998	2	
消耗品費	36,000	33,851	2,149	
食糧費	19,000	13,800	5,200	
支 出 計	63,010,000	58,411,478	4,598,522	

(7) 補助金の精算

当該補助事業に係る 20 年度決算では、補助金等交付済額 55,787,000 円に対し、補助金等決算額は、支出決算額から、松くい虫防除事業補助金、利用料収入及び雑収入を控除した 51,249,657 円であったとして、補助事業等実績報告書を 21 年 5 月 20 日に提出し、同月

21 日付で補助金等確定通知書及び補助金等返還命令書の通知を受け、同月 25 日に 4,537,343 円を返還しています。

補助事業等実績報告書には、交付要綱第 4 条で定める事業報告書、収支決算書、補助金精算額調書が添付されていますが、決算の認定を行ったのは 21 年 5 月 28 日の評議員会であり、認定を受けない事業報告書・収支決算書で実績報告を行っています。

6 かぶとやま荘エレベーター改修事業補助金

(1) 補助対象事業

交付要綱第 2 条別表では、補助対象事業名を社会福祉施設改修等事業とし、補助事業の対象となる経費を、社会福祉施設改修等に係る経費(対象施設は、西波止会館・かぶとやま荘・総合福祉センター別館・青葉園)としています。

(2) 補助金の申請

交付申請額は、市社協の平成 20 年度かぶとやま荘エレベーター改修事業収支予算に基づく補助対象事業経費として算定されています。交付申請は、補助金取扱規則第 7 条及び交付要綱第 3 条に基づき、事業計画書、収支予算書、補助金所要額調書を添付して行われ、同規則第 8 条第 1 項に基づき交付の決定が行われています。

なお、市社協所有の西波止会館は昭和 60 年、かぶとやま荘は昭和 54 年、総合福祉センター別館及び青葉園は昭和 59 年の建築で、補修等が必要となることが予測されます。

今後、施設の環境維持のため、早急にアセットマネジメントの考えを取入れた中・長期の修繕計画を策定するなど、計画的な修繕に努めてください。

交付申請から支払までの状況は、次のとおりです。

(単位：円)

区 分	交付申請日	交付決定日	交付請求日	支払日
	申請額	決定額	請求額	支払額
かぶとやま荘 エレベーター 改修事業補助金	20. 6. 24	20. 7. 1	20. 7. 2	20. 7. 8
	8,415,750	8,415,750	2,805,250	2,805,250
			20. 7. 2	20. 8. 8
			2,805,250	2,805,250
			20. 7. 2	20. 9. 8
		2,805,250	2,805,250	

当補助金は、「エレベーター改修事業に対する補助金であるため」として、補助金取扱規則第 16 条ただし書きの規定による事業完了前の支払とし、所管課作成の資金計画表により、3 回に分けて交付されています。

(3) 補助金の経理

市社協における補助金の収入状況は、次のとおりです。

(単位：円)

区 分	受入口座	収入処理年月日	金 額
市補助金収入	社会福祉法人	20. 7. 8	2,805,250
	西宮市社会福祉協議会	20. 8. 8	2,805,250
	理事長名義	20. 9. 8	2,805,250

市の支払日と同日に口座振込の方法で収入され、会計伝票を作成し取引明細書等への記帳を行っています。収入の経理処理は、適正に処理されていました。

(4) 補助対象事業の実施状況

かぶとやま荘は、昭和54年に建設したもので、設備の経年劣化が目立つことから、エレベーターの機器の更新及び機能の追加等のリニューアルを行ったものです。

改修工事の工期を20年6月25日から同年9月30日とし、事業費はエレベーター改修工事7,875,000円、エレベーター機械室ブースター盤移設工事315,000円となっています。

(5) 収支の状況

かぶとやま荘エレベーター改修事業補助金に係る20年度収支決算の状況は、次のとおりです。

収 入

(単位：円)

勘定科目	予算現額	決算額	差 引	備 考
市補助金収入	8,415,750	8,190,000	225,750	
収入計	8,415,750	8,190,000	225,750	

支 出

(単位：円)

勘定科目	予算現額	決算額	差 引	備 考
事務費支出	8,415,750	8,190,000	225,750	
工事請負費	8,415,750	8,190,000	225,750	エレベーター改修事業費
支出計	8,415,750	8,190,000	225,750	

(6) 補助金の精算

当該補助事業に係る決算では、補助金等交付済額8,415,750円に対し、補助金等決算額は8,190,000円であったとして、補助事業等実績報告書を20年9月30日に提出し、同年10月20日付で補助金等確定通知書及び補助金等返還命令書の通知を受け、10月27日に225,750円を返還しています。

7 市社協の補助金に係る事務処理

地域福祉活動補助金及び、かぶとやま荘運営補助金は、平成 20 年 3 月 25 日に交付申請が行われていますが、評議員会による議決を経ていない段階での事業計画・収支予算となっています。

また、21 年 5 月 20 日に提出された補助事業等実績報告書についても、評議員会の認定を受けていない段階での事業報告・収支決算となっています。

地域福祉活動補助金については、交付要綱の別表で、人件費だけではなく、ボランティア講座等の開催、市社協ボランティアセンターの運営に必要な事務事業費についても、補助事業の対象となる経費と規定されています。交付申請書に添付された収支予算書、及び実績報告書に添付された収支決算書では、その事務事業費の額及び事務事業費への補助金の充当額が明らかではありません。

今後とも、交付要綱及び補助金取扱規則に従い、適正な事務処理を行ってください。

8 市社協の内部監査

市社協の定款の規定により、監事は、理事の業務執行状況及び法人の財産の状況を監査しなければならず、毎年、定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び西宮市長に報告するもの、と定められています。

経理規程第 45 条では、理事長は、内部会計監査担当者を選任し、関係法令及びこの経理規程に基づいて、適正妥当な会計処理がなされたかどうかを監査させ、その結果を報告させることができる、と規定し、経理規程第 46 条では、会計の透明性をより高めるために、外部の会計専門家に対し、外部監査を依頼することができる、と規定しています。監事に公認会計士が就任していることもあり、内部監査・外部監査は、いずれも行っていない、としています。

平成 20 年度決算に係る監事による監査は、監事 3 人により 21 年 5 月 15 日に行われ、収入支出において、収支計算書並びに諸帳簿・証拠書類・その他関係書類すべて適法正確に処理されている、との決算監査報告書が提出されています。

9 所管課の事務

(1) 補助要綱等の整備

社会福祉法人に対する補助金については、社会福祉法を根拠として交付されるもので、

条例、規則、要綱等によって交付の目的、内容を具体的に定めておくことが必要とされています。交付要綱においては、交付目的及び補助対象事業を特定し、補助金額の積算根拠、交付方法、交付時期などについて規定することが求められています。

交付要綱第2条では、「この補助金の対象となる社会福祉協議会の事務事業、補助金の対象となる経費、基準額及び補助率に関しては、別表に掲げるとおりとする。」とし、別表で補助対象事業名ごとに、基準額、補助事業の対象となる経費、補助率を定めています。

基準額は「市長が必要と認める額」とし、市の当初予算額を市長が必要と認める額として毎年度改定を行っています。

補助率の「定額」については、特段の定めもなく、その根拠が明確ではありません。

交付要綱第5条では、補助金の交付額は、「別表に定める基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、予算の範囲内とする。」としています。

なお、平成21年4月1日改正施行の交付要綱第5条(補助金の交付額)は、「総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とする。ただし、予算の範囲内とする。」としており、交付額の算定のために別表の基準額(市長が必要と認める額)を用いることはないことから、基準額を規定しておく必要がなく、整合が取られていません。

今後、補助金額の積算根拠、交付方法、交付時期などについて明確に規定するなど、交付要綱の見直しを行ってください。

(2) 交付申請の審査等

20年度の補助金の予算科目・予算現額は、次のとおりです。

(単位：千円)

区 分	会 計	款	項	目	節	予算現額
地域福祉活動 補助金	01 一般会計	15 民生費	10 老人福祉費	05 老人福祉 総務費	19 負担金、補助 及び交付金	105,826
かぶとやま荘運営 補助金	01 一般会計	15 民生費	10 老人福祉費	05 老人福祉 総務費	19 負担金、補助 及び交付金	55,787
かぶとやま荘 エレベーター改修 事業補助金	01 一般会計	15 民生費	10 老人福祉費	25 老人福祉 施設建設費	19 負担金、補助 及び交付金	8,190

注 予算現額は補正後の額。

市社協からの、地域福祉活動補助金及び、かぶとやま荘運営補助金の交付申請は、事業計画書、収支予算書、補助金所要額調書を添付して、20年3月25日に申請が行われていますが、事業計画及び収支予算は、市社協における評議員会の議決を経ていない段階での

申請であり、これを受理することは不適當です。

交付要綱第 5 条では、「補助金の交付額は、別表に定める基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、予算の範囲内とする。」としていますが、補助金交付決定の決裁には、補助金の交付額として、それぞれの額をどのように比較して選定したのか、その経過が記載されていません。

今後、補助金交付申請を受理するにあたっては、書面審査を厳正に行うとともに、交付決定の決裁に、補助金交付額の選定方法について記述することにより、交付額決定の経過を明確にしてください。

市社協からの補助金の交付申請を受け、補助金取扱規則第 8 条第 1 項により補助金の交付を決定し、交付時期については所管課作成の資金計画表により、地域福祉活動補助金、かぶとやま荘運営補助金については 6 回、かぶとやま荘エレベーター改修事業補助金については 3 回に分けて、交付しています。

補助金取扱規則第 16 条では、「補助金等は、前条の規定により確定した額を補助事業等が完了した後に交付するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、補助事業等の着手前又は完了前であっても、その全部又は一部を交付することができる。」となっていることから、地域福祉活動補助金及び、かぶとやま荘運営補助金については、「人件費及び事業運営費に対する補助金である」とし、かぶとやま荘エレベーター改修事業補助金については、「エレベーター改修事業に対する補助金であるため」として、同条ただし書きを適用しています。

かぶとやま荘エレベーター改修事業は、施工業者との契約書において、支払条件が竣工払となっていることから、補助金取扱規則第 16 条ただし書きを適用した事業完了前の支払を行う必要はなく、事業完了後の支払とすべきです。

今後、補助金取扱規則第 16 条ただし書きの適用にあたっては、その理由を明確にするとともに、厳正な審査を行ってください。

(3) 補助金の精算等

補助金取扱規則第 14 条に基づく補助事業等実績報告書が、かぶとやま荘エレベーター改修事業補助金については 20 年 9 月 30 日に、地域福祉活動補助金及び、かぶとやま荘運営補助金については 21 年 5 月 20 日に、提出されています。

実績報告書の提出を受けて、補助金等確定通知書により補助金の額を確定し、補助金等

返還命令書により交付決定額との差額を返還するよう通知しています。

補助事業等実績報告書には、交付要綱第4条に規定する事業報告書、収支決算書、補助金精算額調書が添付されていますが、市社協の評議員会による決算認定を受ける前の事業報告・収支決算となっています。

地域福祉活動補助金については、人件費だけではなく、交付要綱別表で、ボランティア講座等の開催 市社協ボランティアセンターの運営 に必要な事務事業費についても補助事業の対象となる経費と規定されています。

実績報告書に添付された収支決算書は、その事務事業費の額及び事務事業費への補助金の充当額が明らかではなく、人件費決算額から県社会福祉協議会補助を差引いた額が、補助金の額として記載されています。

また、補助金等確定通知の決裁には、補助金取扱規則第15条の規定による、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業等の内容が、補助金等の交付の決定及び、これに付した条件に適合するかどうかを、どのように審査したのか記載がありません。

今後とも、適確な実績報告書及び添付資料の提出を求めるとともに、補助金交付額確定の決裁に、審査等の状況を記述するなど、補助金取扱規則に従い、厳正な事務処理を行ってください。

(4) 市社協に対する関与・指導等

21年度(9月1日現在)は、13人(うち嘱託職員1人)の職員を派遣しています。また、理事に健康福祉局長、監事に福祉総務課長、評議員に福祉総括室長が就いています。

派遣職員数は前回監査(14年4月1日現在)と同数で、派遣職員の給与等については、市派遣職員給与費補助金として、その全額(20年度 101,825千円)を補助交付しています。

市社協に対して、他の社会福祉法人と同様に、社会福祉法に基づく所管庁としての指導監査を20年度に実施しています。今後も特に問題のない限り、国の指導監査要綱に従い、2年に1度、役員や理事会等の組織運営、会計管理等の項目について、指導監督を実施する、としています。

外部監査法人による、西宮市外郭団体調査報告書(外郭団体の経営評価と今後のあり方の検討業務・18年9月30日)における提言では、社会福祉協議会は、総合的に判断すると、社会福祉法に基づき地域福祉の推進を図ることを目的に設置が求められている団体であるため存続すべきであるとし、組織のガバナンス強化、主体性確保の観点から、市との意思

疎通、情報交換は十分に確保しつつも、市の関与(職員派遣、補助金等)は縮小すべきであり、市の関与の縮小は、財務面での自立を促し、他の民間事業者との公平性を保つ観点からも必要である、とされています。

今後とも、市社協が自律した事業運営が行われる組織となるよう、市社協独自での正規職員の採用、専門性を有する人材育成の推進など、組織の強化を図るために、市の関与のあり方について検討を行ってください。

(5) 西宮市地域福祉計画

西宮市地域福祉計画(17年3月策定)は、西宮市のまちづくりの方向性を示した西宮市総合計画を上位計画とし、社会福祉法第107条の規定に基づき、西宮市の地域福祉を推進する基本計画としての性格を有するとともに、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害福祉推進計画、次世代育成支援行動計画など、福祉の分野別計画との緊密な連携を図ることとし、これらの計画における地域福祉の推進の方向性を示す、いわば福祉の総合計画としての性格を持つもので、福祉の分野別計画以外の諸計画や、市社協が策定した地域福祉推進計画と緊密に連携し、地域福祉の推進を図ること、としています。

計画期間は17年度から21年度の5年間とし、「市民一人ひとりが尊重しあい 支えあう心かようまちづくり」を基本理念とした施策の体系を示し、計画の具体的な取組みを掲げています。

計画の推進に向けては、市民、事業者、市社協と市が相互に連携し、一体となって取組み、協働を進めていくことが重要であるとし、特に市社協との連携として、「本計画の推進にあたって、地域福祉活動への住民参加をはじめ、計画の各分野で市社協が大きな役割を担うことが期待されており、本計画に基づく各施策は、市社協の地域福祉推進計画と相互に連携を図りながら推進する。」としています。

外部監査法人による、西宮市外郭団体調査報告書では、市社協の事業のうち地域福祉活動に関する事業については、社会福祉法に基づく事業で継続を要し、西宮市地域福祉計画に基づく地域福祉の推進を図る必要があり、地域の生活課題が複雑多様化し、行政による福祉サービスだけでは対応が困難であるとして、今後とも市社協が事業を継続するとの方向性が示されています。

かぶとやま荘運営事業については、市の福祉政策の一環として施設が設置された経緯があり、市社協の自主事業というよりも実質的に市の事業との位置付けにあり、方向性として、行政が関与を継続し、その担い手としては、市に譲渡した上で公募型指定管理者制度

を導入すべき、との提言が行われています。

市の方針としては、地域福祉活動事業は西宮市地域福祉計画において、市と市社協の連携が明記されており、地域福祉の有力な担い手である市社協が実施し、かぶとやま荘運営事業についても、市社協が設立した施設であるため、継続して市社協が運営する、としています。

今後とも、市と、地域福祉活動を推進する中核的な団体である市社協が連携し、地域福祉推進及び地域福祉活動の活性化に努めてください。